

商品概要説明書

農業振興資金

(令和2年4月1日現在)

商品名	農業振興資金
ご利用いただける方	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のない方とは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がない方をいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 農業を営んでいる個人または農業に従事している個人が主たる構成員、または出資者となっている法人および団体。○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないことなどをいいます。○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ 農地の取得または土地改良その他作付け条件の改善○ ビニールハウス・温室等農業施設の取得○ 農機具・運搬用器具の取得○ 農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金。○ 他金融機関からの借入金にかかる借換え資金。(借換え対象農機具および施設等の現物が残存している場合に限りです。)
借入金額	<ul style="list-style-type: none">○ 理事会議決額の範囲内で、かつ、融資対象事業費以内とします。 ただし、農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金については、貸付上限額を 5,000 万円とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○ 30 年 (据置期間 2 年以内を含む) 以内とします。 ただし、農業者等の再生可能エネルギー利用の取組を支援するための発電・蓄電設備取得資金については、20 年以内とします。○ 他金融機関からのお借換えの場合は、当初借入期間の残存期間以内とします。
借入利率	<ul style="list-style-type: none">○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	<ul style="list-style-type: none">○ 証書借入とします。
返済方法	<ul style="list-style-type: none">○ 原則として毎月もしくは年 2 回の元金均等償還または元利均等償還とする。

担保	<p>○ 必要に応じ、担保を設定させていただきます。</p>												
保証	<p>○ 原則として大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p> <p>○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれる場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない場合がございます。</p> <p>○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方） ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など） <p>【法人以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方） ・ お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方 <p>○ 「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成されたものに限ります。</p>												
保証料	<p>○ 大阪府農業信用基金協会の保証をご利用いただく場合、保証料の支払いについて、一括前払い・分割後払いのいずれかをご選択いただけます。</p> <p>①一括前払い</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 1,000 万円の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1" data-bbox="512 1303 1398 1402"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> <th>25年</th> <th>30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>112,690</td> <td>169,947</td> <td>228,127</td> <td>287,206</td> <td>347,206</td> </tr> </tbody> </table> <p>※お借入額により保証料は異なります。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>※ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、所定の方法で算出した金額から 5,000 円を控除した金額が返戻されます。なお、控除後の金額が 1,000 円以下のものについては返戻の対象となりません。</p> <p>②分割後払い</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○ 保証料率は年 0.22%です。</p>	お借入期間	10年	15年	20年	25年	30年	保証料（円）	112,690	169,947	228,127	287,206	347,206
お借入期間	10年	15年	20年	25年	30年								
保証料（円）	112,690	169,947	228,127	287,206	347,206								
手数料	<p>○ ご融資申込時の審査料およびご融資実行時の事務手数料は不要です。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本所またはリスク管理統括部コンプライアンス課（電話：072-27</p>												

	<p>8-3633)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合コンプライアンス課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)(※)</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会(詳しくは上記当組合コンプライアンス課にお問い合わせください。)</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○ お申込みに際しては、当JA、および必要に応じて大阪府農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○ 現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認および取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

JA堺市